

# 日清講和交渉における清国全権委任状について

## —国際法の観点から—

吉 辰

### はじめに

本稿では、日清戦争の講和交渉中に清国で用いられた全権委任状について、国際法の角度から考察する。1894年12月20日、初めての本格的講和使節として、戸部左侍郎・総理衙門大臣の張蔭桓、署湖南巡撫の邵友濂が全権大臣に任命された。翌年1月31日、張・邵が広島に到着し、翌日日本全権大臣伊藤博文・陸奥宗光と最初の会見をした。しかし、翌2月2日、張・邵は「全権委任状が不備である」と指摘され、談判（本稿ではnegotiationの訳語として用いる）の継続を拒否された。日清両国の最初の講和会議は決裂した。

この決裂は、軍事と外交の二つの面で清政府を大変不利な地位に立たせた。2月2日の談判拒否から3月20日の下関での談判再開まで、40余日の時間が経ってしまった。この間に日本軍はさらに新たな軍事行動をとった。遼東の戦場では牛莊・營口などの要地を占領し、次いで田荘台会戦で清国軍に重大な打撃を与えた。山東戦場で、清国北方に残った唯一の海軍基地がある威海衛を攻め取り、北洋艦隊を全滅させた。これらにより、日本は講和会議の席上において、より多くの切り札を得た。

そのため、この段階の歴史を叙述する際に、中国側の学者たちはすべて日本政府の行為を強く批判している。例えば、戚其章氏は「日本側が清国使節を拒否し、広島会議を破壊した。それは念入りに計画的にやったことである。清国使節の全権が不備というのは、日本の真の意図を隠すための口実にすぎない」と指摘した<sup>1</sup>。また、孫克復氏も、「それは完全に日本政府が講和を破壊するための陰謀である」と論じた<sup>2</sup>。確かに、陸奥は自分の回想録『蹇蹇録』の中で、彼と伊藤が広島談判の前にすでに会談を拒否することを考えたと書いている<sup>3</sup>。しかし前述の学者は、談判拒否の動機を論述してはいるが、拒否の理由は十分に分析していない。他方日本側の学者たちは、管見の限り伊藤・陸奥の観点を受け入れ、張・邵には全権としての証明が不備であったことを認めてはいるが、こちらも具体的な論述を行っていない<sup>4</sup>。

そもそも国際法によれば、張・邵の全権委任状は日本側の見解のように不備だったのかどうか。そうであるならば、原因はどこにあるのか、誰が責任を取るべきなのか。その後の全権大臣李鴻章は、どのようにこの難関を乗り切ったか。日清講和について研究する上で、この問題を検討する必要があると考える。

## I 「全権委任状」と「国書」

張・邵使節団はどのような証書を携帯したのか。その一つは「国書」一通である。来日の前に、張がアメリカ駐清公使デンビー（Charles Denby、漢字表記は「田貝」）に要請し、「西洋方式により国書の原稿の下書きを委託した」という<sup>5</sup>。ただし、デンビーの回想録を根拠とすると、国書案の起草は彼が自分から提議したことであり、見本を与えたのはフランス駐清公使ジェラル（Auguste Gerard、漢字表記は「施阿蘭」）であった<sup>6</sup>。しかし、1月1日にデンビーが原稿を届けた際、総理衙門（以下、総署と略称）はすでに2日前に自ら起草し、さらに御璽を捺すことを願い出たので、彼の国書案を採用できなかったと述べた<sup>7</sup>。実は、その原因はそれほど単純ではなかった<sup>8</sup>。

ここで述べる「国書」は、デンビーの原文によると「credentials」である。今でも、この外交用語は中国語でやはり「国書」と訳している。国際法によると、「一国の元首が一つの外国に一人の駐在大使または公使を派遣するための文書は国書と呼んでいる…もし彼が別の使命を帯びれば（例えば、一つの条約または協定を談判すると）、特別な権限を授ける証書が必要となる。つまりそれが全権委任状である」<sup>9</sup>。講和のために来日した張・邵に対して、国書ではなく、全権委任状が必要であることは明らかであった。

いわゆる全権委任状（英語では「full powers」）は、一般的に条約を結ぶために談判する外交代表に対して、本国の元首または政府が授ける証書である。この証書の基本内容は、代表の身分と権限を証明することである。談判の前に、両方が相互に全権委任状の提出とその内容を確認する。今日まで、この種類の外交文書は同様の役割を果たしている<sup>10</sup>。

実は総署もデンビーも、国書と全権委任状をはっきり区別できていなかった。デンビーは回想録の中で、使節拒否の原因は自分の国書案が採用されなかったからだと何度も強く指摘している。けれども彼はその時必要だったのは全権委任状であることを理解していなかった。

しかしデンビーの国書案は、全権委任状の条件を満たしている。つまり使節の身分、条約を締結調印する権限を証明している。欧米各国の全権委任状と比べると、不適当な点は幾らもない。これは国書と呼ばれる全権委任状と言ってよい（唯一適当でない点は宛名と頭語かもしれない）<sup>11</sup>。両方を比べてみると、総署の国書案は張・邵が「全権大臣」と書いただけであり、具体的な権限を説明していない<sup>12</sup>。証書の格式を間違っただけのため、過失がますます深刻なものとなった。

実際、張・邵は確かに有名無実の「全権大臣」であった。張蔭桓が1月5日に光緒帝と西太后に陛見して訓令を領受した時に、西太后は特に懿旨を伝えて、彼と邵に訓戒した。「所有の應に議すべき各節、凡そ日本の請う所、随時に電奏する旨を候い遵行せしむ。其れと国体に碍有り、及び中国の力に未だ逮ばざる所の事、該大臣は擅行して允諾を得ず。之を凜めよ！之を慎めよ！」と<sup>13</sup>。清国軍が引き続き敗退している情勢に鑑みて、西太后は日本側が

談判の席上で一方的に強い態度に出ることを心配した。それで張・邵に手厳しく警告し、日本の条件を無断で承諾することを許さなかった。「凡そ日本の請う所、随時に電奏する旨を俟い遵行せしむ」とある以上、張・邵は日本の条件を聴取するだけで、自己の立場をはっきり示すための権限を持っていなかった。

陛見の際、西太后は「密旨」を張に渡し、「彼族（＝日本）の要求に備えて示させ」た<sup>14</sup>。「密旨」は二通あり、別々に張・邵の二人に下した。それは、彼らの第二通の証書であった。その内容は以下の通りである。

皇帝敕諭：尚書銜總理各国事務大臣戸部左侍郎張蔭桓（頭品頂戴署湖南巡撫邵友濂）ヲ派シテ全権大臣ト為シ、日本ヨリ派出ノ全権大臣ト事件ヲ会商スベシ。爾ハ仍ホ一面ニ總理衙門ニ電達シ、朕ノ旨ヲ請フテ遵行スベシ。隨行ノ官員ハ爾ノ節制ニ聽カスベシ。爾其レ精誠ヲ殫竭シ、謹テ事ヲ行ヒ、委任ニ負ムクコト勿レ。其レ之ヲ慎メヨ。特ニ諭ス。<sup>15</sup>

この二通の「密旨」には、多少不思議なことがある。前年12月20日、「尚書銜總理各国事務大臣戸部左侍郎張蔭桓、頭品頂戴署湖南巡撫邵友濂を派して全権大臣と為し、日本より派出の全権大臣と事件を会商すべし」という上諭がすでに下されている<sup>16</sup>。本来なら、「密旨」でこの命令を重ねて述べる必要はない。「彼族の要求に備えて示させる」とあるのは、吟味すべきであるということである。つまり、「密旨」は日本側に見せるものであった。当時清政府は、一つの証書で使節の身分を証明することが必要であると認識したようである。それでこの二通の「密旨」を用意した。しかし、形式、内容とも、本格的な全権委任状とは大きな隔たりがある。

## II 証書をめぐると広島講和の決裂

会談を始めるにあたって、清国使節は自分の証書が規範に合わないことを認識していなかった訳ではない。日本に到着した当日、張蔭桓は使節団の法律顧問で元米国国務長官フォスター（John Watson Foster）に対して国書を読み上げた。フォスターは直ちにその形式と内容の間違いを指摘した。「これは国際間の常用形式ではなく、もし日本側は故意に粗探しをすると、彼ら（＝張・邵）の全権を否認でき」、「証書の中で彼らが条約に調印する権限があることを説明しておらず、これは不完全なところである。日本の全権大臣は反対に出るかもしれない。各新聞紙上でずっと彼らは誠意がなく、時間を稼ぐために来日することを非難しているからだ」と。張もフォスターに対して、デンビーが彼らの全権としての書類の不備を指摘したことを認めた。しかし、彼は取りかえようとはしなかった。フォスターは「こうして見れば、だれも取えてこれらの文書の不完全を指摘して、新しいものに取り換え

るべきことを言う勇気がない」と評論した<sup>17</sup>。

その時点で、日本側はすでにこの状況を知っていた。1月18日、陸奥は外務次官林董へ打電した。「消息筋によると」、清国全権大臣は全権を授けられなかったことを駐日米国公使ダン（Edwin Dun）に知らせるように指示した（当時、日清の間の電信は米国を通じて伝達していた）。また情報の出所がイギリス駐日公使であると述べた<sup>18</sup>。ダンは北京に電報を打って尋ねた。総署はデンビーを通じて日本に電報で返事し、全権があることを声明した<sup>19</sup>。しかし、伊藤と陸奥はこれについて疑惑を抱いたので、やはり全権について問題にすることを考えていた。二人は密談した後、「先ず第一着に彼らが携帯する全権委任状の形式如何を吟味し、もし果たして国際公法普通の例規に欠く所あれば、講和談判の本筋に立ち入らざる前、直ちに彼らと談判を継続することを拒絶して今回の会商を不調とすべし」と決めた<sup>20</sup>。

2月1日、両方の代表は広島県庁で初めて会談した。会談を開始して以後、伊藤は単刀直入に全権委任状を交換することを要求した。清国の国書を見て、彼は別の全権委任状があるかどうかと質問した。張蔭桓は「全権委任状が国書の中に含まれる」と答えた。しかしながら、伊藤は全権委任状と国書の区別を指摘し、さらに清国が国際法を守らなかったことを非難した。

国書トハ和交ノ存續スル時ニ於テ、一ノ帝王ヨリ他ノ帝王ヘ使臣ヲ送ルニ當リ Accredited スル為ニ用ヒ、其国ノ帝王ニ謁見ヲ許サス、時捧呈スルモノヲ云フ。而シテ或ル特別ノ事件ニ付キ、特別ノ場合ニ於テスルノ full powerハ、通常和親国ノ間ニ行ハルベキ国書トハ其性質全ク異レリ。若シ閣下ガ和親ノ時ニ於テ我国ニ駐劄セラル、ナラバ、無論 Credentialヲ携帯セラルベキ筈ナレドモ、今日ハ現ニ両国交戦中ニシテ、閣下ハ特別ノ目的ノ為メニ、特別ノ任命ヲ帯ビテ前來セラレタルナレバ、即チ特別ノ委任ヲ確認スルノ必要アリ。<sup>21</sup>

張蔭桓は部下・参贊伍廷芳と商議した後、別の全権委任状があると言明した。そうして、彼は参贊梁誠を差し向けて居所に「密旨」を取りに戻らせ、日本側の全権委任状と交換した。ここまでで、会談は大体終わった<sup>22</sup>。

会談の当時、伊藤と陸奥はすでに張・邵の全権委任状が不備であると認定していた。しかし、直ちにそれを問わなかった。陸奥は回想録の中で、この策略について次のように説明した。「吾儕は彼らをここに拒絶するには、先ず彼らをしてその全権の不備なる事実を自証せしむるに如かずと思ひ、これをなさしむるは、彼らをして自ら彼らが携帯する全権委任状の権限は遙かに日本全権大臣の権限に劣りたることを明言せしむるにありとなし」た<sup>23</sup>。このために、陸奥は清国使節に用意した覚書を交付し、書面で回答することを要求した。覚書の内容は、「果シテ大清国皇帝陛下ヨリ講和結約ノ件ニ付該欽差全権大臣ニ付與セラレシ一切ノ権限ヲ包含スルモノスルヤ否」と質問することである<sup>24</sup>。この件について、フォスターは

慎重に取り扱うことを建言し、また回答の公文案を添削した。

翌日午前9時に、公文が送致された<sup>25</sup>。その中で、「本大臣ハ本国大皇帝ヨリ講和締結ノ為條款ヲ会商シ記名調印ノ全権ヲ與ヘラレタリ議スル所ノ各條款ハ迅速ニ辨理スルヲ期スルヲ以テ電信ニテ本国ニ奏聞シ敕旨ヲ請ヒ期ヲ定メ調印シ其ノ上ニテ議セシ所ノ条約書ヲ齎シテ中国ニ歸リ恭テ大皇帝ノ親カラ披閱ヲ加ヘ果シテ妥善ナリトシテ批准セラル、ヲ待テ施行スベキコト、ス」と声明した<sup>26</sup>。条約を調印する権限があることについては、フォスターの書いたものと思われる。本国に旨を請うに至っては、「随時に電奏する旨を候い遵行せしむ」、「擅行して允諾を得ず」と警告された張と邵が言わなければならないものであろう。正にこの点は、もう一度日本側に揚げ足を取られた。陸奥は「ここに至り彼らは全権大臣として独断専対の権力を有せざることを自白せり。吾儕の予想は果たして正鵠に射中せり」と書いた<sup>27</sup>。前に述べたように、当日の第二回会談の中で、日本側は談判継続を拒否し、使節が広島を離れるよう要求した。

張蔭桓は挽回するべく努力した。彼は、北京へ打電して全権委任状の修正を申請することを提議した。しかし伊藤は、皇帝の親署が必要であることを理由に拒絶した。さらに、張は、デンビーがかつて全権は国書の中に包含すれば足りると言っていたと弁解したが、効き目もなかった。一方で彼は反論した。彼は、日本側の全権委任状も天皇が検閲して妥当性を認めた後に批准すると書かれており、実際に清国の証書と同じものであると指摘した<sup>28</sup>。それに対し伊藤は、「批准権ハ君主ノ掌中ニ保有スベキモノナルヲ以テ、其批准スルト否トハ君主ノ特権ニ属スト雖ドモ、苟モ両国全権委員ノ議定シタルモノノ批准ヲ拒否スルコトハ、明白重大ノ理由ナカルベカラズ。然ラズシテ委リニ拒否セラルルコトナシ」と答えた。このような返答は、こじつけと言うよりほかない。

しかし、講和を申し出る側として、張はひたすら頼み込まなければならなかった。「我清国ハ此ノ如キ事柄ニ付キ、屢々外ニ使ヲ差遣セザルヲ以テ、自ラ国際上ノ慣例ニ迂闊ニシテ、此行違ヲ致セリ。閣下少ク諒恕シテ可ナリ」と。伍廷芳も懇願し、清国使節がはるばるやってきたのは、誠意を表明することであると言った。このような哀願は、当然効き目がなかった。それで、使節団の一行は暗然として会場を離れた<sup>29</sup>。

清国が最初に講和使節を派遣する試みは失敗した。清政府は、国際法についての理解不足があり、使節の証書に問題が起こった。これは認めるべき事実である。しかるに日本側も、講和したくなかったので尻尾を捕まえて、故意に談判を決裂させた。会談の翌日、フォスターは夫人に宛てた書簡の中で、この点について比較的公正に評価した。

彼ら（＝清政府）は北京から代表を派遣してこのような証書を持って行きました、明らかに愚鈍で無知です。

日本人は本来談判できます…彼らは真心に平和を求めれば。<sup>30</sup>

### Ⅲ 証書の修正と李鴻章の派遣

使節拒否の知らせが北京に伝わった時、西太后は最初激しい怒りを覚えた。2月6日、彼女は軍機・総署大臣を召見した際、「戦事は屢挫き、今使臣は逐われ、勢いは遷就し難い、竟に使を撤して国に帰り、挫辱を免れ得る」と述べた。ひいては「言辞も顔色も厳し」かった。ただし軍機大臣兼総署大臣である恭親王・孫毓汶・徐用儀はしきりに哀願し、証書を改正して挽回することを希望した。軍機大臣翁同龢は折衷案を示した。国書の中で条約を調印する権限を添加するならば、批准の権力を保留すべきだと提議した。西太后はようやく同意した。光緒帝が西太后のごきげん伺いをした時、翁と同じ意見を主張した。そして、その当日に元の国書は修正された。締結と調印についての内容が添加され、批准の権力が保留され、そうしてデンビーに送付された<sup>31</sup>。国際慣例により、一部の全権委任状は、条約について政府の批准を経るべきだということが明示されていた<sup>32</sup>。よって、この要求は不合理のことではない。

おりしも総署では新年懇親会を開催していた。各国公使はそれに全員参加していた。会の後で、恭親王は単独でイギリス公使オコーナーを引き留め密談した。その時、オコーナーはすでに駐日公使を通して国書の内容を知っていた。密談翌日の外務大臣への報告によれば、オコーナーは「率直に恭親王に対し、私はこの文書は完備してもいなければ規範でもなく、彼らが使節にそんなに有限の権力を授けるのは、悲しい間違いであり、大変深刻な結果を引き起こすだろうと考えた」と言った。その発言の返事として、総署大臣たちは証書問題の根源について質問した。「親王と大臣たちは長い弁解をした。彼らはもともと使節に十分な権限を授けると考えたが、証書の格式をよく知らなかった。それ故、この間違いを犯したことを認めよう。彼らは特に中央政府が条項を知らない場合に条約を締結することを防止したいと思っていた。彼らは、孤立無援な状況で広島にいる張及びその同僚が、やむを得ずに受け入れられない条項を受け入れ、調印後直ちに発効する条約を調印するかもしれないと考えた」<sup>33</sup>。これから分かるように、「全権不足」の原因の一つは国際法に対する理解不足であり、もう一つは全権の授与に対する懸念であった。後者は深層における原因だったと言える。

オコーナーは何か所か「非実質的な」修正をしてデンビーの国書案を受け入れることを主張したが、批准については言及しなかった<sup>34</sup>。しかし、清国海関総税務司ハート（Robert Hart）は「もし『批准』という文字があれば、日本側は必ず再度反対をするだろう」と述べた<sup>35</sup>。そして、翌日召見された時、恭親王と孫・徐は「批准」を取り除くことを願い出た。翁同龢の日記によれば、「（『批准』を取り除くことを願い出たのは）大概ハート、オコーナー等が同じ意見を提出するためである。デンビーは返事を書かないにしても、この二つの字を削除することを主張した」という。三人は「婉曲で懇切で、一再請求した」。この時、西太后は怒りをしずめていたので、この請求を許可した<sup>36</sup>。同日、総署はデンビーを通じて日本へ打電した。清国は国書を取り換え、締結・調印・交換について内容を添加したい意を表し

た<sup>37</sup>。オコーナーの言によると、総署はもともと旧国書を修正して一つの「特別訓令」としたが、彼の建議に沿って改めて下書きすることに同意した。オコーナーはこの証書がデンビー国書案と彼が提供した見本を折衷するだろうと考えた<sup>38</sup>。

しかし、日本側は張・邵と談判しないことを決意していたので、新しい証書は彼らの手元に届かなかった。続いて日本へ行って談判する重任は、李鴻章が担うことになった。

張・邵の「前車が覆る」のを鑑みて、清政府は自然に李鴻章の証書について慎重に慎重を重ねて対処しなければならなかった。もとの国書に基づいて修正する方法と違い、この時、清政府は国書と区別された一つの文書格式が必要であると認識した。当時、このような文書は清国では「勅書」と呼ばれていた。それがオコーナーが言う「特別訓令」であった。

帰国して間もなく、張蔭桓は「国書は抜きにでき、勅書は乙酉年天津に伊藤と交換した格式に倣えば妥当である」と提議した<sup>39</sup>。ここで言う「乙酉年」とは、1885年の清日天津会談であった。その時、両方も全権委任状を交換した（詳しくは次節を参照）。しかし、ほどなくフォスターは日本側の全権委任状に倣うよう建議し、李はこの意見を受け入れた<sup>40</sup>。2月22日、李は上京して訓令を領受した。同日、彼は孫毓汶、徐用儀と一緒にデンビーを訪問し、「彼と勅書案について商議した」。翌日、勅書案は光緒帝と西太后に呈上され、またデンビーを通じて日本へ電報で伝えられた<sup>41</sup>。この勅書案は孫が起草した。明らかに日本側の全権委任状を見本にしていた<sup>42</sup>。

デンビーが伝えた勅書案は漢文本であった。陸奥はすぐさま英文本を送ることを要求した。この二つの版本を照らし合わせた後、彼は一致しない点が多いことを指摘し、英文本に準拠して漢文本を無効にすることを主張した。しかし、対清事務にたけていた伊藤は、「清国人は全権委任状の英訳本を原本として署名調印できない」ことを了解していたので、陸奥を説得して、清政府に漢文本を修正して英文本と一致させるよう要求した<sup>43</sup>。3月2日、デンビーの転電が届いた。総署は数箇の修正をした<sup>44</sup>。4日、日本側は修正した勅書案に満足の意を表した<sup>45</sup>。

李鴻章が日本に行って講和談判をした時、彼の全権委任状についての指摘はなかった<sup>46</sup>。3月20日に下関の春帆楼で、両者は順調に証書を交換した。しかし、これは講和の第一歩にすぎなかった。この第一歩のために、清国はあまりに多くの代価を払った。

#### IV 清政府における「全権」の受容と適用

以上述べたことをまとめると、清国使節の全権委任状は国際慣例に沿ったものではなかった。その原因は、清政府の国際法についての理解の不十分さ、また日本に対する警戒心の強さのため本格的な全権を授けられなかったところにあった。しかし清国は、開国以来すでに半世紀余を経ており、その間に対外談判が少なかったとはいえない。なぜこの時まで「全権」という外交常識上の間違いを起こしていたのか。そのことを考えるためには、日清講和以前

の清政府における「全権」の受容と適用を検討することが必要である。

中国の伝統的政治思想によると、臣下に「全権」を授けるのは、朝廷に対する道理に背くことである。近代以降、列強の外交制度は「堅船利砲」の援護の下に「天朝」の藩篱に対し不断に衝撃を与えていた。そのため清政府は、全権について理解しつつあった。鴉片戦争中、清国の大臣たちは初め全権として談判することを要求されたが、屈従しなかった<sup>47</sup>。第二次鴉片戦争の間、清国と外国の談判は常に「全権」のために決裂した<sup>48</sup>。北京陥落の直前の1860年9月21日になって、恭親王は「欽差便宜行事全権大臣」という肩書を授けられ、北京に留まって英仏連合軍と談判し、全権の先例を作った<sup>49</sup>。

しかし、1881年の清露伊犁交渉中、全権大臣崇厚は無断でロシア側とリバディア条約を結び、国益に深刻な損害を与えた。清政府はこの事情に鑑み、全権に対して非常に敏感になった。そうして、1884年朝鮮で甲申事変が起こった後に清国と日本がそれについて談判した際、しばしば全権のことで齟齬が生じた。初め清政府は、呉大澂・續昌を欽差大臣として朝鮮へ「査弁」するよう命令し、全権を授けなかった。一方、日本側は外務卿井上馨を全権大使に任命して朝鮮政府と交渉させた。さらに、井上と「権限と地位に相当」できるように、日本政府も清国駐日公使によって、清政府に呉・續または別の大臣に全権を授けて日本側と談判することを提議した<sup>50</sup>。同時に、駐清公使榎本武揚も一再に呉と井上の権限が相当しないことを指摘し、全権を授けることを求めた。

清政府はこの要求を拒否した。総署は一方では、駐日公使黎庶昌・徐承祖に打電し、「中国の重大な事は、悉く宸断に由、専擅は有罪である。自崇使（＝崇厚）は咎を獲り、全権の名目は久しく廢れた。蓋し全権は定議し、上は批准なければ、反って周折に因る」と述べ、またこれを外務省に伝えるよう指示した<sup>51</sup>。

他方総署は、榎本との会談の中で一再清日の体制が違うことを表し、「中国は従来全権の名目がなくなっている、欽差の権限が一番大きいものである」とさえ言った。榎本が崇厚の先例を指摘したので、総署は、崇厚が罪を得た後、清国はこの名目がなくなっており、清国と外国が条約を交換した時、全権大臣の肩書があったものの名目だけであり、旨を請って決定しなければならなかったと答えた<sup>52</sup>。

そこで、呉が井上与会談することを要求した時、井上は全権問題をとりあげて拒否し、朝鮮政府のみと談判した<sup>53</sup>。清国との談判が行われなかったので、日本側はまた伊藤博文を全権大使に任命して清国へ派遣した。清政府はやむを得ず李鴻章を全権大臣とし、伊藤と会談させた。伊藤は、李鴻章にたしかに全権があることを確認するために、しきりに総署と交渉した。総署は最終的に、ようやくこれについて保証した<sup>54</sup>。1885年4月3日、李と伊藤は直隸総督衙門で談判を開始した。会談を始めるやいなや、伊藤は全権委任状を交換することを要求した。李鴻章が出した一通の簡単な「敕諭」<sup>55</sup>を見て、伊藤はその中には「商議事務」だけが書かれており、条約の締結と調印の権限が説明されていないと指摘した<sup>56</sup>。このような状態は、すべて10年後の日清講和的一幕と同じである。日清講和と違うところは、当時の

日本は戦勝の威勢がなく、さらに伊藤は客であって、主ではなかった。それゆえ、李鴻章は自分の全権を保証した。伊藤は続いて談判に同意した。全権委任状については見送った。

天津会談は広島会談の試演と同じだった。清政府が臣下に全権を授けたくないという心理は前後一貫していた。国際法に抵触するものであっても、その姿勢を貫いていた。しかし両国の国力の一消一長によって、最終的には、清政府はそのための代価を払った。

日本と対照すると、歴史の中の異同を深く考えさせられる。1871年の岩倉使節団は張・邵と同じく、国書だけを持っており、全権委任状を持たなかった。初めの目的地である米国で、使節団はこのために門前払いを食わされた。そこで、使節団成員の伊藤博文と大久保利通はやむなく再度太平洋を渡り、帰国して委任状を弁理した<sup>57</sup>。10余年の後、今度は伊藤が清政府に教訓を与える（ある程度、教導を与える）番であった。

## おわりに

全権委任状問題は一つの国際法問題である。当時も現在も通用する国際法体系は西欧から生まれ、1625年オランダ法学者フーゴー・グロティウス（Hugo Grotius）が出版した『戦争と平和の法』と1648年調印されたウエストファリア条約によって、その基礎が確立した。西欧の列強が全世界に勢力を拡張するにつれて、その源流になっていた国際法が国際社会に通用する交流規則になった。

中国にはもともと独自の国際交流規則があった。いわゆる「華夷秩序」または「朝貢体制」である。鴉片戦争以降、中国はだんだんヨーロッパ中心の国際関係の体系の中に組み込まれた。そこで自ら求めるかどうかとは関係なく、国際法を認識し、受容せざるを得なかった<sup>58</sup>。「全権」という問題から見て、清政府が踏み出した歩幅は緩慢で躊躇しているように見えた。やっとのことでこの名目を受容したが、程なく伊犁交渉の蹉跌のために逆コースを歩んだ。しかし、この国益に損害を与えないことを旨とする後退は、最終的にやはり国益に損害を与えてしまうという蹉跌に導いた。これは、「万国公法」が全世界にあまねく適用されるなかでは、それに順応することが中国唯一の進路であることを立証するものであった。

まさに多くの研究者が指摘したとおりである。国際政治の中では国際法が唯一の規則ではなく、強権の作用が同様に重要である。国際法を運用して国家利益に奉仕するためには、往々にして強権を後ろ盾とすることも必要であった。天津会談と広島会談の違いは、明らかにそのことを証明した。1885年に勅諭を全権委任状として受けとった伊藤は、1895年になって容赦せずに使節を拒否した。笠にきることが出来たのは連戦連勝の兵威であった。しかし、彼はやはり全権という理由を必要とした。果たして張・邵使節団が、完備した全権委任状を持っていたならば、講和の結果はどのようになったのであろうか。

## 注

- 1 戚其章『甲午戦争史』（上海人民出版社、2005年）390頁。
- 2 孫克復『甲午中日戦争外交史』（遼寧大学出版社、1989年）124頁。
- 3 陸奥宗光著、中塚明校注『蹇蹇録：日清戦争外交秘録』（岩波書店、2005年）236-237頁。
- 4 田保橋潔『日清戦役外交史の研究』（刀江書院、1951年）、427-428頁、鹿島守之助『日本外交史』第4巻（鹿島研究所出版会、1970年）159-166頁。
- 5 「美使田貝為代擬張大臣等赴日議和洋式国書底稿事函」（光緒二十年十二月初六日）、戚其章主編『中日戦争』続編第5冊（中華書局、1993年）242頁。
- 6 Charles Denby: *China and her people*, vol.2, Boston: L.C. Page & company, 1906, p134.
- 7 「為函謝代擬洋式国書底稿等事致美使田貝函」（光緒二十年十二月初七日）、『中日戦争』続編第5冊、242頁。
- 8 2月7日、イギリス駐清公使オコーナー（Nicholas Roderick O'Connor）は外務大臣キンバリー（John Wedehouse Kimberley）に報告し、2月6日の会談中、総署大臣たちはデンビーの国書案に対する不満を表し、「彼らはデンビー大佐が彼らに與えた証書を私に見せ、ある個所に強く反対した。例えば、使臣と皇帝の署名を同等の位置にし、皇帝が後日条約を批准するためにスペースを置くことをしなかった」（「オコーナーよりキンバリー宛函」（1895年2月7日発、4月5日着）、『中日戦争』続編第11冊、739頁）。
- 9 奥本海原著、勞特派特修訂、王鉄崖、陳体強訳『奥本海国際法』上巻、第2分冊（商務印書館、1989年）、238頁。
- 10 権威ある外交指導便覧『外交官実践案内』の初版と第五版（最新版）を参照（Ernest Mason Satow : *A guide to diplomatic practice*, vol.1, London: Longmans Publication, 1917, pp.105-106、Lord Gore-Booth (ed.): *Satow's Guide to diplomatic practice 5th ed.*, London: Longmans Publication, 1977, pp.55-56）。
- 11 この国書案の冒頭は「大清国大皇帝は大日本国大皇帝の好を問ふ」であるが、全権委任状の一般格式では「某元首は本状を目にするすべての人々にご挨拶申し上げる」（*A guide to diplomatic practice*, vol.1, pp.107-117、*Satow's Guide to diplomatic practice 5th ed.*, pp.58-64を参照）。
- 12 デンビーの国書案は：「大清国大皇帝問大日本国大皇帝好。自我兩國失和以來、朕心深願兩國復歸於好、切欲和議速成、是以特簡樸誠幹練大臣二員、前往貴國商定復修前好。茲派尚書銜總理各國事務大臣戸部左侍郎張蔭桓、頭品頂戴兵部侍郎銜署湖南巡撫邵友濂、授為頭等全權大臣、與貴國所派頭等全權大臣商定和議。該大臣等悉能仰體朕之心懷、朕亦素知其有才能、實為可靠。所有該全權大臣等與貴國所派全權大臣議定永和之約、所畫之押、即如朕筆親書。其與貴國全權大臣所定之款、亦如朕與貴國親定之款無異。至所定畫押之約、仍應俟有與貴國互換之憑單。其所訂互換之期、中國自必如期送往貴國互換也。大清国大皇帝於宮内鈐用國寶。此書特交該全權大臣等呈進大日本国大皇帝陛下。」『中日戦争』続編第5冊、242頁。  
総理衙門の国書案は：「大清国大皇帝は大日本国大皇帝の好を問ふ。我両国誼同洲に属し素と嫌怨なかりしに、近ごろ朝鮮の一事を以て、彼此兵を用る民を勞し財を傷ふは、誠に已むを得るに非ず。現に米國が間に居り調処するを經るに因り、中国より全權大臣を派し貴國より全權大臣を派し会商して妥か局を結ばん為め、茲に特に尚書銜總理各國事務大臣戸部左侍郎張蔭桓、頭品頂戴署湖南巡撫邵友濂を派し全權大臣と為し、貴國に前往して商弁せしむ。惟だ願ふ、大皇帝接待せられ、該使臣をして以て職を尽すべからしむること、是れ望む所なり。」外務省編『日本外交文書』（以下、『外文』と略称）第28巻第2冊（日本国際連合協会、1953年）、237頁。
- 13 任青、馬忠文整理『張蔭桓日記』（上海書店出版社、2004年）、500頁、上論（光緒二十年十二月初十日）、『清光緒朝中日交渉史料』第27巻（故宮博物院文獻館、1932年）、28頁下、『甲午日記』、謝俊美編『翁

- 同蘇集』下冊（中華書局、2005年）、1116頁。
- 14 『張蔭桓日記』、500頁。
- 15 「一月五日清国皇帝ノ張蔭桓ニ對スル委任状」、「一月五日清国皇帝ノ邵友濂ニ對スル委任状」、『外文』第28卷第2冊、238頁。
- 16 「総署収上論」（光緒二十年十一月二十四日）、『中日戦争』続編第5冊、232頁。
- 17 科士達（フォスター）著、林樹忠訳『科士達外交回憶録』、中国史学会主編『中日戦争』第7冊（上海人民出版社、上海書店出版社、2000年）、470頁、科士達著、張振鵬訳『科士達日記』、『中日戦争』続編第6冊、615頁。
- 18 『外文』第28卷第2冊、225頁。イギリス駐日公使、即ちトレンチ（Power Henry Le Poer Trench）である。この情報は、駐清公使オコーナーが聞き込んでトレンチに伝えたかもしれない。
- 19 『美署中日議和往来転電節略』、『中日戦争』続編第6冊、608頁。
- 20 『蹇蹇録』、237頁。
- 21 「会谈記要（第一回）」、伊藤博文編『機密日清戦争』（原書房、1967年）、124-125頁。
- 22 「会谈記要（第一回）」、『機密日清戦争』、126、130頁、「清国媾和使張蔭桓邵友濂等の委任状不完全ニ付上奏案 附其顛末」、同書、105-111頁。
- 23 『蹇蹇録』、238頁。
- 24 「二月一日清国皇帝ノ委任状ニ對スル疑義問合セノ件」、『外文』第28卷第2冊、238頁。
- 25 『科士達日記』、『中日戦争』続編第6冊、615-616頁。
- 26 「二月一日清国全権タルベキ資格アルコト簡明ノ書翰」、『外文』第28卷第2冊、239-240頁。
- 27 『蹇蹇録』、240頁。
- 28 日本側の全権委任状は「一月三十一日媾和条約交渉ニ際シテノ勅語」である（『外文』第28卷第2冊、237頁を参照）。
- 29 「会谈記要（第二回）」、『機密日清戦争』、142-154頁、「THE HIROSHIMA CONFERENCE」、『外文』第28卷第2冊、246-252頁を参照。
- 30 「科士達致夫人瑪麗函摘訳」、『中日戦争』続編第6冊、630頁。
- 31 陳義傑整理『翁同龢日記』第5冊（中華書局、2006年）、2776頁、『甲午日記』、『翁同龢集』下冊、1125頁。
- 32 例えば、20世紀以降、イギリスの全権委任状はすべて「必要の時に批准を経るべき」と明示した（*A guide to diplomatic practice, vol.1, p117, Satow's Guide to diplomatic practice 5th ed., pp.62-63*を参照）。
- 33 『甲午日記』、『翁同龢集』下冊、1125頁、「オコーナーよりキンバリー宛電」（1895年2月7日発、同日着）、「オコーナーよりキンバリー宛函」（1895年2月7日発、4月5日着）、『中日戦争』続編第11冊、549、738-739頁。
- 34 デンビーの国書案は「至所定畫押之約、仍應俟有與貴國互換之憑單」と言い、清政府は批准の権力があることを明示した。同案の英訳文によれば、その意味は一層明白である：「我々は日本天皇陛下と批准書を交換する権力を保留す」（「オコーナーよりキンバリー宛函」（1895年2月13日発、4月15日着）、『中日戦争』続編第11冊、750-751頁を参照）。
- 35 『甲午日記』、『翁同龢集』下冊、1125頁。
- 36 『翁同龢日記』第5冊、2776頁、『甲午日記』、『翁同龢集』下冊、1126頁。
- 37 『美署中日議和往来転電節略』、『中日戦争』続編第6冊、608頁。
- 38 「オコーナーよりキンバリー宛函」（1895年2月13日発、4月15日着）、『中日戦争』続編第11冊、749-750頁。

- 39 「寄訳署」（光緒二十一年正月二十二日辰刻）、顧廷龍、戴逸主編『李鴻章全集』第26冊（安徽教育出版社、2008年）、57頁。同書第21冊468頁もこの電報を収録しているが、年代を光緒十一年（1885）と誤認している。
- 40 「寄訳署」（光緒二十一年正月二十二日酉刻到）、『李鴻章全集』第26冊、60頁。
- 41 『隨手記』、『翁同龢集』下冊、1133頁、『翁同龢日記』第5冊、2781頁。事前に全権委任状を電報で伝えたのは、日本側の要求である（『外文』第28巻第2冊、271-272頁、『美署中日議和往來電節略』、『中日戦争』続編第6冊、610頁を参照）。
- 42 その内容は：「大清國大皇帝諭：現因大日本國重敦睦、特授文華殿大學士直隸總督北洋大臣一等肅毅伯李鴻章爲頭等全権大臣、與日本所派全権大臣會同商議、便宜行事、豫定和約條款、予以署名畫押之全権。該大臣公忠體國、夙著勳勞、定能詳慎尅事、締結邦交、不負朕之委任。所定條款、朕親加查閱、果爲妥善、便行批准。特授。」（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B06150070300（第36画像目）、日清講和條約締結一件 第二巻／李鴻章來朝及遭難、李經方ノ全権委員二就任（B-2-2-1-1-2）、外務省外交史料館藏）。
- 43 『外文』第28巻第2冊、272-279頁、『隨手記』、『翁同龢集』下冊、1136頁。
- 44 日本側は「勅書案において三か字を添削して、『欲』字を増やし、『立定』を改め」を要求した（『隨手記』、『翁同龢集』下冊、1137頁を参照）。そして、この版本は「現因大日本國重敦睦」を「現因欲與大日本國重敦睦誼」に改め、「豫定和約條款」を「定立和約條款」に改め、「詳慎尅事」を「詳慎將事」に改め、「特授」を「特敕」に改めた（JACAR Ref. B06150070300（第69画像目）、日清講和條約締結一件 第二巻／李鴻章來朝及遭難、李經方ノ全権委員二就任（B-2-2-1-1-2）、外務省外交史料館藏）。
- 45 『外文』第28巻第2冊、279-280頁、『美署中日議和往來電節略』、『中日戦争』続編第6冊、610頁。
- 46 伊藤はすでに李の全権委任状の上で璽印だけがあり、光緒帝の親署がなかったことを指摘したが（日本側の全権委任状は明治天皇の親署があった）、李に難題を吹っかけなかった。この問題について、2月28日陸奥は伊藤へ打電して、「清国の習慣によると、皇帝が親署させることは不可能である」と言った、また光緒帝の親署を堅持するかどうかを聞いた。伊藤は同日回電して、堅持は必要でないことを表した（『外文』第28巻第2冊、28頁、JACAR Ref. B06150070300（第52画像目）、日清講和條約締結一件 第二巻／李鴻章來朝及遭難、李經方ノ全権委員二就任（B-2-2-1-1-2）、外務省外交史料館藏）。
- 47 戦争の後期、清国大臣耆英、伊里布はイギリス側と交渉したとき、相手が談判の代表に全権があることを要求した。耆、伊は声称「欽差大臣」が「全権」と同じであることを主張した。イギリス側はそうとは思わなかった（茅海建『天朝の崩潰：鴉片戦争再研究』（三聯書店、2005年）、446、455頁を参照）。しかし最後、イギリス側はこの名目をかたく主張せず、条約調印の現実に満足していた。
- 48 茅海建「公使駐京本末」、『近代的尺度：兩次鴉片戦争軍事與外交（増訂本）』（三聯書店、2011年）、182-183、185、212、226、228頁。
- 49 中国第一歴史档案館編『咸丰同治兩朝上諭档』第10冊（広西師範大学出版社、1998年）、529頁。
- 50 「出使日本大臣徐承祖來電」（光緒十年十一月十四日到）、『清光緒朝中日交渉史料』第6巻、32頁上-32頁下。
- 51 「發出使日本黎、徐電」（十一月十五日）、中国第一歴史档案館編『清代軍機處電報档案彙編』第4冊（中国人民大学出版社、2005年）、324頁。
- 52 「奕劻等與日使榎本武揚問答節略」、『清光緒朝中日交渉史料』第6巻、第12頁上-13頁上、30頁上-30頁下。
- 53 「一月十九日 井上特派大使復命書」、『外文』第18巻、355-356頁。
- 54 王萌『1885年中日「天津条約」談判始末』第二節、華東師範大学修士論文（2007年）を参照。

- 55 その内容は：「光緒十一年正月二十五日奉上諭：大學士・直隸總督李鴻章著作為全權大臣、與日本使臣商議事務、欽此。」
- 56 「伊藤大使李鴻章天津談判ノ件（一）」、『外文』第18卷、229-231頁。
- 57 『外文』第5卷、139-142、147頁、石井孝『明治初期の国際關係』（吉川弘文館、1977年）、40-41頁を参照。
- 58 林学忠『从万国公法到公法外交：晚清國際法的傳入、詮釋與應用』（上海古籍出版社、2009年）を参照。